

不活化ポリオ予防接種を受けられる方へ

～ 予防接種に欠かせない情報です。予防接種を受ける前に必ずお読みください。～

1. 病気について

ポリオ（急性灰白髄炎）は「小児マヒ」と呼ばれ、わが国でも 1960 年代前半までは流行を繰り返していました。予防接種の効果によりわが国では 1980 年（昭和 55 年）を最後に野生株ポリオウイルスによる麻痺患者の発生はなくなり、2000 年（平成 12 年）には世界保健機構（WHO）は日本を含む西太平洋地域のポリオ根絶を宣言しました。しかし、現在でもインド、パキスタン、アフガニスタン、ナイジェリアなどの国々では野生株ポリオウイルスによるポリオの発生が見られ、これらの国々から飛び火したケースで、一旦は野生ポリオウイルスによる発生者の報告がなくなった国々において、再びポリオが発生し、さらに他国へ拡大するという事態も生じています。したがって、これらの地域で日本人が野生ポリオに感染したり、日本に野生ポリオウイルスが入ってくる可能性も考慮しておく必要があります。

口から入ったポリオウイルスは咽頭や小腸の細胞で増殖します。小腸の細胞ではウイルスは4～35 日間（平均 7～14 日間）増殖すると言われています。増殖したポリオウイルスは便中に排泄され、再びヒトの口に入り抵抗力（免疫）を持っていないヒトの腸内で増殖し、ヒトからヒトへ感染します。ポリオウイルスに感染しても、ほとんどの場合は症状が出ず、一生抵抗力（終生免疫）が得られます。症状が出る場合、ポリオウイルスが血液を介して脳・脊髄へ感染が広まり、麻痺を起こすことがあります。ポリオウイルスに感染すると 100 人中5～10 人は、かぜ様の症状があり、発熱を認め、続いて頭痛、嘔吐があらわれます。

また、感染した人の中で、約 1,000～2,000 人に1人の割合で手足の麻痺を起こします。一部の人には、その麻痺が永久に残ります。麻痺症状が進行し、呼吸困難により死亡することもあります。

2. 不活化ポリオワクチン（イモバックスポリオ・スクエアキッズ）について

これらのワクチンは、製造工程にウシ由来の成分が使用されていますが、その後の製造過程を経て、製品化されています。理論的なリスク評価により、このワクチンは一定の安全性を満たすことが確認されています。また、このワクチンはすでに世界 86 カ国で使用されており、2.7 億回接種分以上が販売されていますが、海外ではこれまでワクチンの接種により伝達性海綿状脳症（TSE）がヒトに伝播したとの報告はありません。以上から、ワクチンによる TSE にかかるリスクは極めて低いと考えられています。

3. 予防接種の受け方

次のような方法で接種し、免疫をつくってください。

◆1期：対象者は生後3か月～7歳6か月未満

＜ 初回接種 ＞ 3～8週（20 日～56 日まで）間隔で3回接種（生後3～12 か月までが望ましい）

＜ 追加接種 ＞ 初回接種3回目を接種後6か月以上あけて1回接種（3回接種後1年～1年半までが望ましい）

4. 予防接種後の注意と副反応について

- ① 予防接種を受けたあとはしばらくお子さんの様子をみたま後、医療機関の指示に従ってください。
- ② 接種後 24 時間は、副反応の出現に注意し、観察してください。
- ③ 発熱もなく、体調がよければ接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をなるべく、こすらないようにしてください。
- ④ 接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいません。激しい運動はさけてください。
- ⑤ 接種後、1 週間以上あげないと、他の予防接種は受けられません。
- ⑥ 接種後の副反応は、局所の反応としては注射部位の疼痛、紅斑、腫脹（はれ）など、又全身反応としては発熱（37.5℃以上）、傾眠状態、易刺激性があります。接種後1週間くらいはお子さんの健康状態に気をつけてください。接種後、機嫌がわるくなったり、異常のあるとき（はれが目立つときなど）は、接種を受けた医師にご相談ください。また、下記にもご連絡ください。

うら面へ続く

5. 予防接種不適合者（次の方は接種を受けないでください。）

- ① 明らかに発熱している(通常は37.5℃を超える場合)または、重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ② このワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー(通常接種を受けた後、30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことが明らかな方
- ③ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいと判断された方

6. 予防接種要注意者（次の方は接種を受ける前に、医師にご相談ください。）

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 風邪などのひきはじめと思われる方
- ③ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ④ 薬の投与または食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方
- ⑤ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方
- ⑥ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは先天性免疫不全症と診断された近親者がいる方
- ⑦ このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方
- ⑧ 家族、友人、クラスメイトの間に麻疹(はしか)、風しん、おたふくかぜ、水痘などの病気が流行しているときで、まだその病気にかかったことがない人

7. 予防接種健康被害救済制度について

重篤な副反応が出現する頻度は極めて稀ですが、みなさんが安心して予防接種が受けられるように、予防接種法では健康被害救済制度がもうけられています。

健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審議会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合は、法に基づく健康被害給付の対象となります。

お問い合わせ先 守口市健康推進課（市民保健センター3階） ☎ 06-6992-2217
--